

令和2年第4回片品村議会定例会会議録第1号

議事日程 第1号

令和2年9月3日（木曜日）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 認定第 1号 令和元年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4号 令和元年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第 5号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第 6号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 報告第 7号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第13 報告第 8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第14 議案第33号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第34号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第16 議案第35号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第17 議案第36号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第18 議案第37号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第38号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第 3 2 号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 認定第 1 号 令和元年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 認定第 2 号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 認定第 3 号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 認定第 4 号 令和元年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 0 認定第 5 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 1 認定第 6 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(日程第 6 から日程第 1 1 まで一括上程)
- 日程第 1 2 報告第 7 号 財政の健全化判断比率等について
- 日程第 1 3 報告第 8 号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について
- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 令和 2 年度片品村一般会計補正予算 (第 4 号) について
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 令和 2 年度片品村国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 令和 2 年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 令和 2 年度片品村介護保険特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 8 議案第 3 7 号 令和 2 年度片品村下水道事業等特別会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 1 9 議案第 3 8 号 令和 2 年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について
(日程第 1 4 から日程第 1 9 まで一括上程)

会議録1号用紙

片品村議会会議録			第 1 日
令和 2 年 9 月 3 日			
出席議員 1 2 名	欠席議員 名	欠員 名	
第 1 番	萩原和典	(出席)	
第 2 番	狩野孝夫	(出席)	
第 3 番	鹿野一郎	(出席)	
第 4 番	星野栄二	(出席)	
第 5 番	北澤佳子	(出席)	
第 6 番	星野吉弥	(出席)	
第 7 番	千明勉	(出席)	
第 8 番	後藤眞平	(出席)	
第 9 番	萩原正信	(出席)	
第 1 0 番	高山悦夫	(出席)	
第 1 1 番	千明道太	(出席)	
第 1 2 番	飯塚美明	(出席)	

説明のために出席した者の職氏名

村 長	梅 澤 志 洋
副 村 長	金 子 賢 司
教 育 長	萩 原 明 富
総 務 課 長	桑 原 信 一
住 民 課 長	武 藤 秀 文
保 健 福 祉 課 長	川 田 貴 広
農 林 建 設 課 長	倉 田 秀 和
むらづくり観光課長	狩 野 久 良
教育委員会事務局長	梅 澤 康 明
給食センター所長	須 藤 育 美
会 計 管 理 者	原 澤 博 美
代 表 監 査 委 員	桑 原 健 一 郎

事務局職員出席者

事 務 局 長	戸 丸 権 次
係 長	小 林 由 里

議長（星野栄二君） ただいまから、令和2年第4回片品村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

午前10時08分 開会

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（星野栄二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、3番 鹿野一郎君及び5番 北澤佳子君を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（星野栄二君） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月11日までの9日間にしたいと思います。
ご異議ありますか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から9月11日までの9日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（星野栄二君） 日程第3、諸般の報告を行います。
本日までに受理した陳情は、会議規則第91条及び第92条並びに第95条の規定により、お手元に配布した陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。

日程第4 一般質問

議長（星野栄二君） 日程第4、一般質問を行います。
通告に基づき、発言を許可します。
2番 狩野孝夫君。

2番（狩野孝夫君） はい、2番。

議長（星野栄二君） 2番。

(2番 狩野孝夫君登壇)

2番(狩野孝夫君) おはようございます。2番 狩野孝夫でございます。

通告に基づきまして、一般質問を行います。

初めに、新型コロナウイルス感染症も県内では昨日までに累計451名の方の感染が判明しており、いまだ収束のめどが立っていないのが実情であり、以前の生活に戻るのには厳しいと感じております。しかし、コロナ禍での新しい生活様式にも徐々に慣れてきたような気がします。

そんなコロナ禍での今年の7月、九州地方を中心とした豪雨災害により亡くなられた方のご冥福と被災された方々に心からお見舞いを申し上げる次第でございます。

地球温暖化のせいでしょうか、全国各地で災害が頻発し、激甚化している中、本村においても災害によって最悪の事態が発生しないように、日頃の備えが必要であると感じております。昨年12月の一般質問でも触れましたが、国土強靱化地域計画を中心に3点ほど当局の考えをお聞きしたいと思います。

(2番 狩野孝夫君 質問席に着席)

議長(星野栄二君) 村長 梅澤志洋君、答弁席へ願います。

(村長 梅澤志洋君 答弁席に着席)

2番(狩野孝夫君) 議長。

議長(星野栄二君) 2番。

2番(狩野孝夫君) 2番。

国土強靱化地域計画策定についてお聞きします。

2011年の東日本大震災の教訓を踏まえて、2013年12月に施行された国土強靱化法で都道府県や市町村が定めることができるとされました。災害時の苦い経験や復旧、復興に関わる地域防災計画と異なり、地域ごとの実情に応じて大規模災害などを想定し、平時から強くしなやかな行政機能の維持や都市、山村などの産業を創る狙いがあるとされている国土強靱化地域計画であります。先日の新聞報道でもあったように、県内の全35市町村が策定の意向を示しており、近年の自然災害を背景に1市の策定済みと12市町村は今年度末の完成を目指しているということです。

国は、本年度から国土強靱化地域計画に盛り込まれた事業に対して、交付金制度の特性に留意し、実効性を考慮しつつ、これまでの一定程度配慮に加え、さらに重点配分、優先選択の重点化を行うことにより支援の充実を図る方針です。支援を講ずる交付金・補助金は内閣府をはじめ、9府省庁所管の46の交付金・補助金からなると認識しております。

現在、県内の強靱化地域計画策定中の市町村の多くが委託をしているようですが、片品

村では現在、第4次総合計画の策定を予定しています。国土強靱化地域計画策定の予定時期を早めて、総合計画と一体的に策定ができないか、村長のお考えをお尋ねします。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの狩野議員の質問についてお答えをいたします。

現在進めている第4次総合計画と国土強靱化地域計画を一体的に策定できないかとの質問ですが、新聞報道のとおり、本村においても策定予定としており、危機的な緊急事態に備えるため、現在、県と連携しての片品村地域計画の策定方法について検討を進めております。策定年度についても現在調整中で、早くても来年度以降と考えております。

県内での状況については、6市町村が策定済み及び策定中で、7市町村が今年度中の策定を目指しているとのことですが、利根沼田管内では策定中も含めて完了している市町村は現在のところありません。

策定に当たっては、総合計画、山村振興計画、過疎地域自立促進計画などに基づいた上で、危険度、緊急性と、さらに必要性を考慮して策定しなければならないため、専門家の意見を取り入れながら計画策定業務を委託し、関連する平成28年3月策定の片品村防災計画の改定と併せて策定を進められるよう検討していきたいと考えております。

しかしながら、本年の九州南部・北部地方、東海地方及び東北地方の多くの地点で24時間、48時間、72時間のそれぞれの降水量が観測史上1位の値を超え、甚大な被害が発生した7月豪雨をはじめとして、近年記録的な大雨など、毎年各地で被害が発生している中でありますので、片品村においても危険箇所の把握や財政状況の厳しい中ではありますが、必要な対策、公共事業は実施していきたいと考えております。

また、万が一に備えて、去る3月4日には災害時等における迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るため、災害時における応急復旧業務に関する協定を片品村建設業協会と締結し、また、7月27日には安心安全な避難所確保の観点から、災害時における片品村宿泊施設臨時避難所開設業務に関する協定を片品村民宿旅館組合連合会と締結するなど、災害発生時の対策も進めておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

2番（狩野孝夫君） 議長。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

ありがとうございます。

国土強靱化の理念と基本目標は、大規模自然災害等への備えについて予断を持たずに最悪の事態を念頭に置き、従来の狭い意味での防災の範囲を越えて、むらづくり政策、産業政策も含めた総合的な対応を地域づくりとして将来をも見据えながら行っていくことが必要であります。そして、この地域づくりを通じて、危機に翻弄されることなく、危機に打ち勝ち、その帰結として地域の持続的な成長を実現し、次世代を担う若者たちが将来に明るい希望を持てる環境を獲得する必要があります。そのためにも一日も早い国土強靱化地域計画の策定を希望するものでありますので、お願いいたします。

次の質問に入ります。

先ほど質問しました国土強靱化地域計画にも通ずる事項であると思いますが、現在、片品村の美しい景観を守り育てる条例が施行されて2年が経過し、先日の広報かたしな8月号でも「景観づくり」と題して景観計画策定の背景や目的、位置づけが掲載されていました。中でも景観計画策定の目的として、自然保護運動の発祥地でもある尾瀬をはじめ、美しい自然に恵まれた中、ウインタースポーツや山歩きなど、多くの観光客を迎えるにふさわしい景観を保全し、農業、林業など、生業の景観を生かしながら村民、事業者、行政が一体となった取組を進めることで片品村らしい景観を守り、生かし、育むことを目的としますと記されています。

先日、第4次総合計画後期基本計画のアンケート調査の概要報告が発表されましたが、総合計画やむらづくりへのご意見の中に、統一した村のイメージ、例えば何十年も前から言われているように、間伐材を利用しての統一した看板作りなど、国道沿いだけでも手作り等の看板や見苦しい看板などを撤去してほしいという意見がありました。尾瀬、丸沼、武尊といった美しい自然を有する片品村で、その案内役を務めるのが屋外の広告物、いわゆる看板であります。

片品村の村内のロマンチック街道沿線は、群馬県の景観保全型広告整備地区にも指定されている特別な地区です。この景観保全型整備地区とは良好な景観を保全するため、市町村の申請に基づき、沿道地区、都市機能の集積、豊かな自然環境を有する地区等を知事が指定。広告物の表示等に関する基本方針として、基本構想や広告物の位置や意匠、その他の表示方法に関する事項を決定するとあります。

近隣の観光地でもある軽井沢や日光、那須等へ行きますと、コンビニエンスストアや郵便局、ホームセンターなどの看板も従来のコーポレートカラーではなく、高さや色など環境色となっております。片品村の美しい自然の景観に見合う広告物の基準をつくることを提案しますが、村長のお考えをお聞かせください。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

ただいまの質問につきまして、お答えをいたします。

まず、景観条例につきましては、平成9年に片品村花の谷景観条例が施行され、ガイドラインや助成制度が整備されました。平成17年に景観法が施行され、法律に基づいて地方自治体の景観に関する計画や条例により、実効性、法的強制力を持たせることができるようになりました。片品村においても平成30年に景観を守り、育て、つくるために必要な事項を定めることで、美しいむらづくりに寄与することを目的として、景観法に基づく片品村の美しい景観を守り育てる条例を新たに制定するとともに、自然保護活動の発祥地でもある尾瀬をはじめ、多くの観光客を迎え入れるにふさわしい景観を保全し、守り、活かし、育むことを目的として、片品村景観計画を策定いたしました。これらの中で定められた対象規模や景観基準に基づき、開発などの各行為に対して届出による確認等を行っております。

また、議員ご指摘のとおり、片品村の日本ロマンチック街道沿線にはほかの地域よりもグレードの高い広告物への誘導を行うため、群馬県の景観保全型広告整備地区に指定されております。

軽井沢町、日光市、那須町の取組内容についてですが、軽井沢町は長野県の屋外広告物条例に町内全域が特別規制地域に指定され、広告等を規制するとともに自然保護対策要綱を定め、景観を管理し、日光市は景観計画に基づき、街並形成ガイドライン及びサイン計画を策定し、公共と民間を区分し、標準デザイン等の提案を行い、那須町は屋外広告物に限った条例を制定し、屋外広告物の表示や設置について必要な規制を行っているようでございます。

今後、本村においてもさらに村民や観光関係者等と協議しながら、議員提案の間伐材を利用しての統一的な看板作りなどなお詳細なルールづくり、分かりやすいパンフレット作成などを検討するとともに、村内外を問わず、一層の周知を行っていきたいと考えており、片品村美しい景観形成助成金交付要綱により、広告物の撤去に上限で15万円、作成に上限5万円の助成も行っているところであります。片品村の美しい景観を守り育てる条例等に基づき、統一的で美しい景観が守り育てられるように進めてまいりますので、議員各位のご理解と協力をお願い申し上げます。

2番（狩野孝夫君） 議長。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

ありがとうございます。

広告物の基準や規定は、直ちに統一できるものではないと思います。ある程度の時間的な猶予を持ちながら、看板を作り変えるときの村からの補助があることを村民の皆様に周知して、実行して行ってほしいと思います。

最後の質問となります。

日本人の循環器疾患による死亡率は、第1位のがんとほぼ同じであるとされています。中でも急性心筋梗塞は入院後の死亡率は低下傾向にあるものの、病院に至る以前の院外における死亡率は依然と高い状態のようです。急性心筋梗塞を発症すると胸痛の後に心停止を起こし、胸痛から心停止の時間は1時間以内が約86%、そのうちの瞬間死が25%であり、発症から1時間以内に適切な処置を行い、専門病院に搬送されることが必要となります。急性心筋梗塞発症者のうち突然の発症は35%で、中年以降の男性に多いようです。片品村でも同様の事例が何件か起きております。

心筋梗塞の発症が疑われる場合、まず、119番通報して、救急車を呼ぶことは当然のことながら、救急隊到着までに心肺蘇生のための心臓マッサージを行うと同時に、AED使用を忘れてはならないとされております。消防庁のデータでは心停止を起こした人の1か月生存率は、一般市民がAEDを使用した場合、32.1%、使用しなかった場合、8.3%であり、AEDの実効性が実証されております。現在、片品村でも役場を含めた公共施設に設置されているのは承知しておりますが、心停止などの場合、1分経過するごとに7%から10%生存率が減少すると言われております。

万が一の場合にAEDで救える命があるとするのであれば、村内全域の公民館や消防詰所等に設置をお願いできないか、村長の意見をお聞かせ願いたいと思います。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

緊急時の初期対応のため、公民館や消防詰所等にAEDを設置できないかの質問でございますが、片品村では救急車到着まで時間を要する地域が存在することはご承知のとおりであります。そのため、現在も片品村役場、小・中学校、旧小学校体育館、各保育所、児童館並びに振興公社関連施設など、計19か所の片品村関連施設でのAED設置を全村的に進めております。

しかしながら、設置施設に管理者が常駐していない、夜間は施錠してある、また、設置箇所が周知できていないなどの問題もあります。

さらに、AED1台当たりの維持経費等の問題もありますので、今後は設置場所等の周知と使用環境を整え、必要性、必要箇所も含めて設置状況等を精査し、議員提案の消防詰所なども含めて、計画的に設置できるよう検討していきたいと考えております。

2番（狩野孝夫君） 議長。

議長（星野栄二君） 2番。

2番（狩野孝夫君） 2番。

ありがとうございました。

AED設置については、設置後の使用方法などが問題になると思うんですけども、消防団を中心に各地区で救命講習会の開催や中学校での実地訓練など行っていただきたいと思います。

終わりに、新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、片品村の財政も厳しくなることも予想されますが、国土強靱化地域計画策定での交付金や補助金を大いに活用していただき、必要な社会基盤の整備推進や防災減災対策を強くお願いいたします。併せて、コロナ禍の中、特に観光業に携わっておられる村民の皆様が過去に例のない大変なご苦勞をされておりますので、引き続きのご支援をお願いいたしまして、私の質問を終わりにします。

ありがとうございました。

議長（星野栄二君） 以上で一般質問を終わります。

日程第5 議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（星野栄二君） 日程第5、議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給について条例の一部改正をお願いするものでございます。

主な改正の内容は、給与の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染したことにより療養し、労務に服することができない場合に、一定の期間に限り、傷病手当金を支給するものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお

願ひ申し上げます。

議長（星野栄二君） なお、詳細な説明を求めます。
保健福祉課長 川田貴広君。

保健福祉課長（川田貴広君） はい、保健福祉課長。
(詳細説明)

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。
(「進行」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
まず、原案に反対者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） 次に、原案に賛成者の討論の発言を許可します。
(発言する者なし)

議長（星野栄二君） これで討論を終わります。
これから、議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（星野栄二君） 異議なしと認めます。
したがって、議案第32号 片品村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 6 認定第1号 令和元年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 認定第2号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 認定第3号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 認定第 4 号 令和元年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 認定第 5 号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 認定第 6 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議長（星野栄二君） 日程第 6、認定第 1 号 令和元年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 11、認定第 6 号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの、以上 6 件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

認定第 1 号から認定第 6 号までの令和元年度片品村一般会計及び各特別会計の決算について、提案の説明を申し上げます。

認定第 1 号 令和元年度片品村一般会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額 3 億 7 千 431 万 1,801 円、歳出総額 3 億 4,032 万 9,206 円、差引残額 2 億 5,398 万 2,595 円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、村税 5 億 9,298 万 3,375 円で全体の 15.6%、地方交付税 1 億 4,245 万円、51.2%、国庫支出金 1 億 7,482 万 6,300 円、4.6%、県支出金 1 億 7,139 万 8,692 円、4.5%、繰入金 1 億 3,806 万 2,904 円、3.6%、村債 3 億 4,120 万円、9.0%、繰越金 1 億 800 万 1,333 円、2.8%であります。

歳出の主なものにつきましては、防災行政無線設置管理事業 1 億 4,834 万 8,504 円、扶助費 1 億 5,550 万 1,805 円、特別会計への繰出金 2 億 5,484 万 579 円、利根東部衛生施設組合負担金 1 億 980 万円、利根沼田広域市町村圏振興整備組合負担金 1 億 4,417 万 8,000 円、地方債の償還金が元金と利子合わせて 4 億 51 万

7, 224円であります。

また、令和元年度末の地方債借入残高は50億4,303万469円で、前年度末に比べ5,221万6,421円の減であります。

歳入歳出差引残額から翌年度へ繰り越すべき財源としての繰越明許費1,588万1,000円と財政調整基金への積立て1億2,000万円を差し引いた額1億1,810万1,595円は令和2年度へ繰越しさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第2号 令和元年度片品村国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額7億8,083万2,748円、歳出総額7億6,432万8,869円、差引残額1,650万3,879円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税1億8,092万5,989円、全体の23.2%、県支出金5億1,684万7,244円、66.2%、繰入金5,227万4,260円、6.7%、繰越金2,603万8,729円、3.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億9,974万1,018円、65.4%、国民健康保険事業納付金2億92万2,307円、26.3%、保健事業費1,551万3,168円、2.0%であります。

歳入歳出差引残金の1,650万3,879円は、令和2年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第3号 令和元年度片品村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額8,445万9,060円、歳出総額8,352万6,406円、差引残額93万2,654円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料6,347万4,450円で、全体の75.2%、繰入金1,623万8,000円で19.2%でございます。

歳出につきましては、総務費2,361万4,069円で全体の28.3%、施設費4,143万5,719円で49.6%、公債費1,847万6,618円で22.1%でございます。

また、令和元年度末現在の地方債借入残額は1億1,807万5,237円となっております。

歳入歳出差引残額の93万2,654円を令和2年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第4号 令和元年度片品村介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の

説明を申し上げます。

歳入総額5億8,045万5,056円、歳出総額5億5,386万3,377円、差引残額2,659万1,679円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、保険料1億2,458万3,400円で全体の21.5%、国庫支出金1億4,223万7,139円で24.5%、支払基金交付金1億4,314万5,241円で24.7%、県支出金8,357万3,200円、14.4%、繰入金8,290万3,193円、14.3%であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費4億9,717万8,380円、89.8%であります。

歳入歳出差引残額から介護給付費準備基金へ積立て1,741万5,380円を差し引いた額917万6,299円は令和2年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第5号 令和元年度片品村下水道事業等特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額1億792万294円、歳出総額1億167万945円、差引残額624万9,349円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金8,265万8,000円で全体の76.6%、使用料及び手数料1,732万200円で16%でございます。

歳出につきましては、施設費4,146万8,530円で全体の40.8%、公債費2,905万9,072円で28.6%、建設費2,178万7,280円で21.4%でございます。

また、令和元年度末現在の地方債借入残額は2億8,964万4,096円となっております。

歳入歳出差引残額の624万9,349円を令和2年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、ご審議の上、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

認定第6号 令和元年度片品村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明を申し上げます。

歳入総額5,972万7,205円、歳出総額5,871万4,359円、差引残額101万2,846円について、決算の認定をお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、後期高齢者医療保険料3,433万7,700円で全体の57.5%、一般会計繰入金2,076万7,126円、34.8%であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費541万835円で全体の9.2%、後期高齢者医療広域連合納付金5,285万4,268円、90%であります。

歳入歳出差引残額の101万2,846円は、令和2年度へ繰越しをさせていただきます。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議の上、ご認定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 提案理由の説明が終わりました。

この決算については、監査委員の審査が行われております。

ここで、決算審査結果の報告を求めます。

代表監査委員 桑原健一郎君。

代表監査委員（桑原健一郎君） はい、監査委員。

議長（星野栄二君） 代表監査委員。

（代表監査委員 桑原健一郎君登壇）

代表監査委員（桑原健一郎君） 命によりまして、決算審査のご報告をさせていただきます。

なお、お手元に配付してあります意見書に基づいて、一般会計と5つの特別会計決算の審査報告を簡単に申し上げます。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和2年8月20日、役場2階相談室において、飯塚監査委員と2人で、令和元年度一般会計及び5つの特別会計の歳入歳出決算並びに関係諸帳簿、書類を審査いたしました。

その意見については、次のとおりであります。

審査結果の総括意見としましては、各会計とも予算額、執行命令、収入支出額、出納関係帳票及び関係書類等照査の上、審査を実施いたしました。審査に当たっては、決算は的確であるか、計数に誤りはないか、予算措置及びその執行は適切か、財政運営は健全か、事業の成果は上がっているかなどについて審査を行いました。

その結果、計数は正確であり、帳簿類はよく整備され、適切な事務処理と適正で健全な運営がなされているものと認定いたしました。

次に、各会計の総括について申し上げます。

なお、意見書に記載してあります予算額、収支決算額の朗読は省略させていただきます。

まず、一般会計についてですが、歳入歳出差引額は2億5,398万2,595円で、翌年度へ繰り越すべき財源は1,588万1,000円であるため、実質収支額は2億3,810万1,595円で、さらに基金繰入れを1億2,000万円行っているため、翌年度への繰越額は1億1,810万1,595円となりました。

村税の収入については5億9,298万3,375円で、昨年度より3,314万7,946円の大幅な増収となっています。村たばこ税を除く全ての税が増収となっており、特に村民税は約837万円、固定資産税が約2,428万円の増収となっています。

地方交付税については19億4,245万円で、前年度より5,115万1,000円

の増収となっており、歳入総額の51.2%を占めています。

国庫支出金については1億7,482万6,300円で、2億531万4,146円の減収でした。

県支出金については1億7,139万8,692円で、1億498万6,505円の減収となりました。

村債として3億4,120万円の借入れ、防災無線デジタル化事業、村道鎌田村山線及び鎌田・立沢線改良工事、片中ナイターLED化事業などのハード事業のほか、福祉医療費支給事業、村内無料バス運行事業、中学校管理費などのソフト事業にも充当されています。

なお、令和元年度末の村債未償還元金現在高は50億4,303万469円であり、3月末の基金現在高は15億6,021万6,161円となっています。

次に、財政の推移であります。3か年の状況を表にして記載してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。

財政運営の状況ですが、事務事業の見直しや経費の削減などに取り組み、堅実な運営が執行されています。

村税の歳入については、収入済額では前年度より3,315万円の大幅な増収となっています。収納率は82.8%になり、前年度より22.4ポイントの大幅増となるほか、収入未済額は約1億1,958万円と前年度より約155万円の増となっています。

村税収納率調べを載せておきましたので、ご覧ください。

今後も早期の滞納整理など適切な処理を行い、自主財源の確保を切望します。厳しい財政状況の中、また、限られた予算の範囲で継続事業や住民生活に密着した事業なども重点に行っており、今後も効率的で実効性のある予算執行に留意し、健全な財政運営の維持に努めてください。

次に、特別会計についての意見を申し上げます。

なお、特別会計の意見書に記載してあります予算額、収支決算額の朗読は省略させていただきます。

最初に、国民健康保険特別会計であります。差引額1,650万3,879円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は1億6,472万6,191円です。

国保税の収納率は83.6%であり、前年度より0.4ポイント低くなっていますが、これからも滞納整理等を積極的に行い、未収金の解消に努め、自主財源の確保に向けて、さらに努力をお願いします。

なお、療養諸費に対する1人当たりの保険者負担分は25万4,430円で、前年度より1万円増えています。

国民健康保険事業は、医療行政の重要な役割を果たしています。被保険者の高齢化や医療の高度化、医薬品の高額化等による医療費の増大などにより、非常に厳しい運営が予想されます。国保会計の健全な運営のためには被保険者の健康保持推進を図ることも重要な

要素であります。片品村が行っている総合健診の実施や健康指導部門との連携等を図り、健康寿命の向上を目指して、「健康片品」のために尽力をお願いします。

次に、簡易水道事業特別会計です。

差引額93万2,654円が翌年度への繰越額であり、基金の決算年度末現在高は4,080万円であります。

なお、水道料の収納率は75.9%で、前年度よりも5ポイント高くなっていますが、これからも堅実な運営を図るため、未収金の解消に一層の努力をお願いします。

次に、介護保険特別会計です。

差引額が2,659万1,679円で、基金繰入れを1,741万5,380円行ったため、翌年度への繰越額は917万6,299円で、基金の決算年度末現在高は1億48万3,101円になります。

急速に高齢化が進む中、高齢者に対する介護の問題が大きな課題となっています。要介護、要支援の認定は年々増加の傾向にあり、今後も介護予防事業や医療と介護の連携を強化し、切れ目のない対応ができるよう本会計の安定化を図り、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく人生を全うできるよう介護サービスの充実に努めていただきたい。

次に、下水道事業等特別会計です。

差引額624万9,349円が翌年度への繰越額であります。

下水道事業会計の健全運営には、下水道への加入推進を図り、使用料収入の増収が必要不可欠であり、加入率は63.7%で前年度より5.3ポイント高くなったが、依然として低いため、適切な対応を望むものであります。

住民の生活環境の向上や村の自然環境保全、河川の水質保全の立場から、下水道事業区域外の整備計画を進め、村全体の整備が進むことを望みます。

次に、後期高齢者医療特別会計です。

差引額101万2,846円が翌年度への繰越額であります。

令和2年3月末現在の被保険者は895人で、引き続き被保険者の適切な医療確保を図るため、迅速かつ適正な各種医療給付の実施に努め、健康の保持増進を図るための保健事業を実施してください。

また、参考として、5特別会計への一般会計からの繰入金金の表を入れておきましたので、参考としてください。

最後に、結論としまして、一般会計及び特別会計の決算は正しく、証拠書類もよく整理され、会計経理は適正であり、おおむね良好と認めます。

財政については、令和元年度片品村健全化判断比率等について決算審査後審査を行い、片品村のそれぞれの比率については早期健全化基準には該当せず、大変良好な比率となっているため、健全な財政であると言えます。

また、財政は厳しい中ではありますが、村道の改良及び維持修繕、防災無線デジタル化事業など、むらづくりの基礎となる事業の推進を図るとともに、子どもから高齢者までの福祉事業や総合健診、予防接種等の保健衛生事業など村民に密着した事業が行われたことは

村民福祉の向上に貢献したものと考えます。

財政運営の歳入については、村税、公共料金などの収入未済額の処理は所管課により適切に対処していただいているところでありますが、村税や公共料金などの収入未済については負担の公平性に対する重要性を認識し、滞納の解消に向けた積極的な取組について、さらに努力してください。村当局として毅然とした厳しい対処により、村民間の公平と財源の確保に努めることが今後ますます厳しさを増すと予想される財政運営の上からも強く望まれます。

今年度から一般会計化した観光事業については、武尊牧場観光施設、スノーパル・オグナほたかスキー場事業を昨年度と同様に指定管理者により営業を行っており、今後も指定管理者と連絡を密にさせていただき、より良い運営ができることを期待します。

行政改革、地方分権、少子高齢化への対応や住民福祉の拡充、新型コロナウイルス感染症対策など様々な問題が山積する中でありますが、住民のニーズを把握して、計画的かつ効率的な行財政の運営と安定した事業計画の立案に心がけ、住民福祉の向上や明るく活気あるむらづくりのための施策を望むものであります。

また、役場職員個々の資質向上を図り、厳しい時代だからこそ、住民の期待に応える行政執行がなされるよう、一層の努力を希望します。

本会計処理完結のため、事務執行に尽力された各位に深く敬意を表し、報告といたします。

議長（星野栄二君） 監査委員の報告が終わりましたので、これから報告についての質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「はい、6番いいですか」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） はい、星野吉弥君。

6番（星野吉弥君） はい。ちょっと教えてほしいんですけども、3ページの中で、財政の運営状況の中で、収入済額が前年度より3,314万ほど大幅に増収になったよ、そういったことで、村税の収納率調べを見ますと、平成30年度が60.4%が令和元年については82.8%になったよ、そういったことなんですけれども、この3,300万円については固定資産部分がこの収入決算を見た中で相当増えた部分もあるんですけども、これは滞納とか、そういう部分が整理された、どういようなことですかね。その辺がちょっと自分も理解ができなくて、すみません。

住民課長（武藤秀文君） 住民課長。

議長（星野栄二君） 住民課長。

住民課長（武藤秀文君） はい。そうすれば、先ほどの質問についてお答えをしたいと思います。

収納率が上がった原因というのは、昨年度、サエラリゾートの不能欠損を行いました。その金額が大きかったものですから、今年はその枠を落としたということで、収納率自体は上がっています。

それから、収入が増えたというのはやはりこの報告にもありましたけれども、やっぱり村民税、あとは固定資産税が徴税自体が上がっていますので、あとは収納努力も当然あるんですけれども、それで収入額が増えたということになります。それでよろしいでしょうか。

6番（星野吉弥君） そこは理解できました。

住民課長（武藤秀文君） はい。

6番（星野吉弥君） ありがとうございます。

住民課長（武藤秀文君） はい。

6番（星野吉弥君） もう1点だけいいですか。

議長（星野栄二君） はい、どうぞ。

6番（星野吉弥君） 自分も勉強不足でほとんど分からなくて、かえって勉強の意味で聞きたいんですけども、じゃ、6ページの関係、よろしいですか。

6ページの中の一般会計からの繰入金の状況です。この関係が特別会計が5事業ある中で、昨年度の一般会計からの持ち出しが2億2,400万余、令和元年度については2億5,400万余、約3,000万くらい出ているんですけども、予算が同規模程度の県内の町村と見た場合の繰入金はどんなような状況か、もし分かればと思って、今日でなくてもいいんですけども、これから今日の議題に出てくる財政の基準数値は片品は問題ないよということで安心はしているんですけども、この辺がまだちょっと自分も理解ができなくて、いい状況ならいいんですけども、その辺の比較数値とか一つの基準になるものがないと、ただやみくもにこの計画で見て、ただ見ているだけじゃ、ちょっとつまらないなと思ったもので、はい。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） そうすれば、今議会中にもう一度資料なり作って、説明をさせていただきたいというふうに思っていますので、よろしく……お願いします。

6番（星野吉弥君） お願いします。

村長（梅澤志洋君） はい。
以上です。

議長（星野栄二君） よろしいですか。

6番（星野吉弥君） はい。

議長（星野栄二君） ほかに質疑はありませんか。
（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

認定第1号から認定第6号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

日程第12 報告第7号 財政の健全化判断比率等について

議長（星野栄二君） 日程第12、報告第7号 財政の健全化判断比率等についてを議題とします。

本件について、提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。
（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第7号 財政の健全化判断比率等について、ご報告を申し上げます。

この報告は、平成19年6月に施行された地方公共団体の財政の健全化に関する法律に

基づき、関係書類を提出するものでございます。

まず、健全化判断比率の状況ですが、一般会計の実質赤字比率及び特別会計を含めた連結実質赤字比率につきましては、赤字がないために比率は算出されませんでした。

実質公債費比率につきましては、3.6%でした。

将来負担比率につきましては、0.5%でした。

次に、公営企業会計の資金不足比率の状況ですが、全ての会計に資金不足はありませんでしたので、資金の不足比率は算出されませんでした。

今回提出した関係書類につきましては、令和2年8月20日に片品村監査委員による審査を受け、内容を認定いただいたことを申し添え、ご報告といたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第13 報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告について

議長（星野栄二君） 日程第13、報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況の報告についてを議題とします。

本件についての提出者の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

報告第8号 片品村振興公社株式会社の経営状況に関する書類の提出について、ご報告を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、法人の経営状況等に関する関係書類を提出し、ご報告を申し上げます。

今回提出した関係書類につきましては、令和2年6月22日開催の監査役監査において承認をいただいておりますことを申し添え、ご報告といたします。

議長（星野栄二君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「進行」と呼ぶ者あり）

議長（星野栄二君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

日程第14 議案第33号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第4号）について

日程第15 議案第34号 令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について

日程第16 議案第35号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
について

日程第17 議案第36号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて

日程第18 議案第37号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）
について

日程第19 議案第38号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について

議長（星野栄二君） 日程第14、議案第33号 令和2年度片品村一般会計補正予算
（第4号）についてから日程第19、議案第38号 令和2年度片品村後期高齢者医療特
別会計補正予算（第1号）についてまで、以上6件を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 梅澤志洋君。

村長（梅澤志洋君） 議長。

議長（星野栄二君） 村長。

村長（梅澤志洋君） 村長。

（村長 梅澤志洋君登壇）

村長（梅澤志洋君） 村長。

議案第33号から議案第38号までの令和2年度片品村一般会計及び各特別会計補正予算について、提案の説明を申し上げます。

議案第33号 令和2年度片品村一般会計補正予算（第4号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,887万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億1,659万7,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金、前年度繰越金等の増額及び繰入金、村債等の減額であります。

歳出につきましては、総務費、衛生費、商工費、教育費等の増額で、国による臨時交付金の追加交付を受けての新型コロナウイルス感染症対策諸事業が主なものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第34号、令和2年度片品村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,884万2,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰入金の増額及び繰越金の減額であります。

歳出の主なものにつきましては、保険給付費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第35号 令和2年度片品村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ645万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,317万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、使用料の減額、繰入金の増額であります。

歳出につきましては、総務費及び施設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第36号 令和2年度片品村介護保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ917万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,776万4,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、諸支出金の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第37号 令和2年度片品村下水道事業等特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,724万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,832万9,000円にお願いするものでございます。

歳入につきましては、繰越金及び村債の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、施設費及び建設費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議案第38号 令和2年度片品村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案の説明を申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ95万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,265万3,000円にお願いするものでございます。

歳入の主なものにつきましては、国庫支出金及び繰越金の増額であります。

歳出の主なものにつきましては、総務費の増額であります。

なお、詳細につきましては、担当課長に説明をさせますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（星野栄二君） 議案第33号から議案第38号までの質疑以降については、後日の本会議において審議します。

議長（星野栄二君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時12分 散会